

流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会運営規則(案)

平成28年2月24日
研究会決定

1 研究会の運営

研究会の議事手続その他、研究会の運営については、「『流通・取引慣行と競争政策の在り方に関する研究会』の開催について」(平成28年2月24日公正取引委員会)に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。

2 議事

座長は、研究会の進行を務める。

3 書面による意見の提出

都合により研究会に欠席する会員は、座長を通じて、付議される事項につき、書面により意見を申し出ることができる。

4 資料の公表

研究会での配布資料は、原則として研究会の議事要旨と共に公表する。

5 その他

この規則に定めるもののほか、研究会に関し必要な事項は、座長が定める。